

亀山市危険物規制規則の一部を改正する規則ここに公布する。

令和3年12月13日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第29号

亀山市危険物規制規則の一部を改正する規則

亀山市危険物規制規則（平成17年亀山市規則第115号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="252 965 651 1003"><u>（仮貯蔵又は仮取扱いの承認）</u></p> <p data-bbox="201 1025 300 1064">第2条</p> <p data-bbox="233 1400 767 1870">消防長は、<u>省令第1条の6に規定する危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの承認</u>の申請書を受理したときは、当該<u>仮貯蔵又は仮取扱い</u>をしようとする場所を調査し、火災予防上支障がないと認めるときは、申請書に承認印（<u>様式第1号</u>）を押し、その1部を申請者に交付するものとする。</p> <p data-bbox="252 1895 715 1933"><u>（危険物製造所等の設置の許可等）</u></p> <p data-bbox="201 1955 762 1993">第3条 市長は、<u>省令第4条に規定する</u></p>	<p data-bbox="858 965 1257 1003"><u>（仮の貯蔵又は取扱いの承認）</u></p> <p data-bbox="807 1025 1374 1377">第2条 <u>法第10条第1項ただし書の規定により指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱うことの承認を受けようとする者は、危険物仮貯蔵仮取扱い承認申請書（様式第1号）により消防長に申請しなければならない。</u></p> <p data-bbox="807 1400 1374 1751">2 消防長は、<u>前項の申請書</u>を受理したときは、当該<u>貯蔵又は取扱い</u>をしようとする場所を調査し、火災予防上支障がないと認めるときは、申請書に承認印（<u>様式第2号</u>）を押し、その1部を申請者に交付するものとする。</p> <p data-bbox="858 1895 1321 1933"><u>（危険物製造所等の設置の許可等）</u></p> <p data-bbox="807 1955 1366 1993">第3条 市長は、<u>省令第4条に規定する</u></p>

製造所等の設置の許可の申請書又は省令第5条に規定する製造所等の位置、構造又は変更の許可の申請書を受理したときは、その内容を調査した上で危険物製造所等調査書を作成し、令及び省令で定める技術上の基準に適合し、火災予防上支障がないと認めるときは、当該申請書に許可証印（様式第2号）を押し、その1部を申請者に交付するとともに、許可証（様式第3号）を申請者に交付するものとする。

2 （略）

（製造所等の仮使用の承認）

第4条 （略）

2 前項の規定により製造所等の仮使用の承認を受けたときは、その完成検査の完了までの間、当該製造所等の見易い箇所に標示板（様式第4号）を掲げなければならない。

（製造所等の譲渡又は引渡しの届出）

第5条 市長は、省令第7条に規定する製造所等の譲渡又は引渡の届出書を受理したときは、当該届出書に届出済印（様式第5号）を押し、その1部を届出者に交付するものとする。

（製造所等の設置者の変更等の届出）

第7条 令第6条第1項第1号の事項を変更しようとする者は、設置者の氏名（名称）設置場所の地名（番地）変更

製造所等の設置の許可の申請書又は省令第5条に規定する製造所等の位置、構造又は変更の許可の申請書を受理したときは、その内容を調査した上で危険物製造所等調査書を作成し、令及び省令で定める技術上の基準に適合し、火災予防上支障がないと認めるときは、当該申請書に許可証印（様式第3号）を押し、その1部を申請者に交付するとともに、許可証（様式第4号）を申請者に交付するものとする。

2 （略）

（製造所等の仮使用の承認）

第4条 （略）

2 前項の規定により製造所等の仮使用の承認を受けたときは、その完成検査の完了までの間、当該製造所等の見易い箇所に標示板（様式第5号）を掲げなければならない。

（製造所等の譲渡又は引渡しの届出）

第5条 市長は、省令第7条に規定する製造所等の譲渡又は引渡の届出書を受理したときは、当該届出書に届出済印（様式第6号）を押し、その1部を届出者に交付するものとする。

（製造所等の設置者の変更等の届出）

第7条 令第6条第1項第1号の事項を変更しようとする者は、設置者の氏名（名称）設置場所の地名（番地）変更

届出書（様式第6号）により、同項第7号又は第8号の事項を変更しようとする者は、危険物製造所等変更届出書（様式第7号）により、あらかじめ市長に届け出なければならない。

2 （略）

（製造所等の休止又は再開の届出）

第9条 製造所等の使用を3月以上にわたって休止しようとする者又はその休止した製造所等を再開しようとする者は、その7日前までに危険物製造所等休止・再開届出書（様式第8号）により市長に届け出なければならない。

2 （略）

（危険作業の届出及び処理）

第11条 製造所等において修理、分解、清掃その他危険の発生のおそれのある作業をしようとする者は、その作業の開始の3日前までに危険作業開始届出書（様式第9号）により消防長に届け出なければならない。

2 （略）

（製造所等の設置又はその位置、構造若しくは設備の変更の取りやめ）

第12条 製造所等を設置し、又はその位置、構造若しくは設備の変更の計画を取りやめた者は、危険物製造所等設置（変更）取りやめ届出書（様式第10号）により市長に届け出なければならない。

届出書（様式第7号）により、同項第7号又は第8号の事項を変更しようとする者は、危険物製造所等変更届出書（様式第8号）により、あらかじめ市長に届け出なければならない。

2 （略）

（製造所等の休止又は再開の届出）

第9条 製造所等の使用を3月以上にわたって休止しようとする者又はその休止した製造所等を再開しようとする者は、その7日前までに危険物製造所等休止・再開届出書（様式第9号）により市長に届け出なければならない。

2 （略）

（危険作業の届出及び処理）

第11条 製造所等において修理、分解、清掃その他危険の発生のおそれのある作業をしようとする者は、その作業の開始の3日前までに危険作業開始届出書（様式第10号）により消防長に届け出なければならない。

2 （略）

（製造所等の設置又はその位置、構造若しくは設備の変更の取りやめ）

第12条 製造所等を設置し、又はその位置、構造若しくは設備の変更の計画を取りやめた者は、危険物製造所等設置（変更）取りやめ届出書（様式第11号）により市長に届け出なければならない。

ない。この場合において、法第11条第2項の許可を受けた後の取りやめにあつては、当該許可に係る許可証を添えなければならない。

2 (略)

(事故発生の届出)

第13条 製造所等の関係者は、当該製造所等において爆発、火災その他の災害が発生したときは、その大小にかかわらず、速やかに危険物事故発生届出書(様式第11号)により消防長に届け出なければならない。

(危険物の収去に対する処置)

第14条 市長は、法第16条の5の規定により当該消防事務に従事する職員に立入検査をさせ、かつ、危険物又は危険物であることの疑いのあるものを収去させたときは、その旨を記した収去書(様式第12号)を関係者に交付するものとする。

(許可証等の再交付)

第16条 法第11条第1項の規定により製造所等の設置又は変更の許可を受けた者(同条第6項の規定により設置者の地位を承継した者を含む。)が、当該製造所等に係る許可証、完成検査済証(タンク検査済証を含む。以下この条において「許可証等」という。)を亡失し、汚損し、又は破損したとき

ない。この場合において、法第11条第2項の許可を受けた後の取りやめにあつては、当該許可に係る許可証を添えなければならない。

2 (略)

(事故発生の届出)

第13条 製造所等の関係者は、当該製造所等において爆発、火災その他の災害が発生したときは、その大小にかかわらず、速やかに危険物事故発生届出書(様式第12号)により消防長に届け出なければならない。

(危険物の収去に対する処置)

第14条 市長は、法第16条の5の規定により当該消防事務に従事する職員に立入検査をさせ、かつ、危険物又は危険物であることの疑いのあるものを収去させたときは、その旨を記した収去書(様式第13号)を関係者に交付するものとする。

(許可証等の再交付)

第16条 法第11条第1項の規定により製造所等の設置又は変更の許可を受けた者(法第11条第6項の規定により設置者の地位を承継した者を含む。)が、当該製造所等に係る許可証、完成検査済証(タンク検査済証を含む。以下この条において「許可証等」という。)を亡失し、汚損し、又は破損したとき

は、危険物許可証等書換再交付申請書
(様式第13号)により市長に再交付
の申請をすることができる。

2及び3 (略)

(地下貯蔵タンク等の在庫管理等に関
する計画の届出)

第17条 危険物の規制に関する規則の
一部を改正する省令(平成15年総務
省令第143号)附則第3項第2号後
段の規定による届出をしようとする者
は、地下貯蔵タンク等の在庫の管理及
び危険物の漏えい時の措置に関する計
画届出書(様式第14号)を市長に提
出しなければならない。

2 (略)

は、危険物許可証等書換再交付申請書
(様式第14号)により市長に再交付
の申請をすることができる。

2及び3 (略)

(地下貯蔵タンク等の在庫管理等に関
する計画の届出)

第17条 危険物の規制に関する規則の
一部を改正する省令(平成15年総務
省令第143号)附則第3項第2号後
段の規定による届出をしようとする者
は、地下貯蔵タンク等の在庫の管理及
び危険物の漏えい時の措置に関する計
画届出書(様式第15号)を市長に提
出しなければならない。

2 (略)

様式第1号を削り、様式第2号を様式第1号とし、様式第3号から様式第15号まで
を1様式ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。